

# 紀の川市いじめ防止等の基本方針

紀の川市教育委員会  
平成26年3月7日

## 1 いじめ防止等の基本方針策定について

### ①目的

いじめは健やかな人間形成を目指す児童生徒にとって、決してあってはならない人権侵害の行為である。学校生活はもちろんのこと、家庭地域が一体となって児童生徒を見守り育み、将来に向け安心して学ぶことのできる環境を整えなければならない。日頃より人権意識の高揚、いじめを許さない集団づくり・風土の育成を目指すべく基本方針を策定し、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### ②いじめの定義

いじめ防止対策推進法において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が感じているものをいう。

（この法律において、「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう）

### ③基本理念

- ア いじめはどの児童生徒にもおこりうるものであることを念頭に、学校で安心して学習活動に励めるよう未然防止に努める。
- イ いじめは、早期発見が重要であることより、児童生徒が互いに関心を持ちいじめを見逃さない仲間集団を形成できるよう努める。
- ウ いじめ事象は、児童生徒の心身の発達に重大な影響を与えるとの認識を持ち、組織的に対応する。

## 2 いじめ防止のために小中学校において実施する施策

各学校は、法第13条の規定に基づき基本方針を策定し、いじめの防止、早期発見、に努める。いじめ事象に関して、組織的に適切かつ早急に対処できるよう当該学校教職員を中心とした委員会を設置し、市教育委員会と連携を図りながら学校の実情に応じた対策を推進する。

### ①学校いじめ防止基本方針について

「学校いじめ基本方針」は、各学校で国及び県・市の基本方針を参酌し、自校のいじめ防止、早期発見、対応に関して基本的方向を定めたものとする。

「学校いじめ防止基本方針」には、いじめの防止、早期発見、校内研修の充実、生徒指導体制の確立、いじめ事象が起きた場合の対応、当該児童生徒のケア等いじめ防止に関わるすべての内容を含ませる。

策定に関しては、学校の実情を勘案し実効性を重視したものにななければならない。策定後は、内容が学校の実情に合っているかを定期的に点検し、必要に応じて見直しを図ることが肝要である。

## ②いじめ防止の組織づくり

学校は、当該学校教職員を中心にした「いじめ防止」の委員会を組織する。委員会は校長、教頭、生徒指導担当者を中心に養護教諭や教育相談担当等多面的に児童生徒を見ることができるような陣容にすることを心がける。

また、必要に応じて外部の心理等の専門家に参加を求めることも効果的である。

当該委員会は、具体的に次のような役割を担う。

ア 学校いじめ防止基本方針に沿って、年間計画の作成、いじめ防止の具体的指導について中核となる。

イ いじめの疑いに関わる情報の収集、記録、共有のための役割。

ウ いじめ事象が認められたときの、情報の迅速な共有、いじめの加害者・被害者児童生徒からの聞き取り内容確認、今後の対応・対処・指導についての方針決定。

## ③いじめ未然防止

ア 教育委員会・各小中学校は、児童生徒の豊かな情操・道徳心を育むため、様々な機会を捉え道徳教育の充実を図る。

イ 教育委員会・各小中学校は全教育活動を通じ人権意識の高揚、他を思いやる気持ちを高めることを念頭に、いじめを生み出さない土壌づくりに努める。

ウ 教育委員会・各小中学校は、児童生徒の自主的ないじめ防止の取り組みを支援及び促進する。

エ 教育委員会・各小中学校は、教職員の資質向上に努める。

## 3 いじめ事象発生時の対応について（学校がとるべきこと）

### ① 情報収集

本人、他児童生徒、保護者からの訴えや報告、地域等からの通報等があった場合すぐに各学校では「いじめ対策委員会」を立ちあげ、正確な情報収集に努める。

### ② 24時間以内の対応

- ・いじめの被害者・加害者双方から正確な事実確認を行う
- ・教育委員会へ報告、今後とるべき策について伝達及び協議を行う。
- ・保護者との連携を図り、確認された事実の報告や相談をすすめ学校との信頼関係構築をすすめる。
- ・必要に応じ、関係諸機関との連携を図り被害児童生徒を守ることを第一に必要な手立てを講じる。

### ③ 一週間以内の対応

- ・いじめを受けた児童生徒の早期立ち直りを支援する。
- ・いじめた児童生徒への指導・援助を、いじめの態様に応じ適切にすすめる。
- ・いじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒双方の保護者との連携を密にし指導方針の伝達、協働意識強化に努める。
- ・児童生徒に、他人事ではない当事者としての意識を持たせるための指導を推進する。

④ 解決まで継続すべきこと

- ・いじめを受けた児童生徒が、安心して登校・学校生活ができるよう適切に支援をおこなう。
- ・いじめをおこなった児童生徒の規範意識を育成するとともに、人間関係づくりの指導改善をおこなう。
- ・いじめを受けた児童生徒、おこなった児童生徒双方の保護者と連携し、家庭教育力の向上が図れるよう手立てをおこなう。

⑤ 関係諸機関との連携

いじめの態様に応じ、警察等関係諸機関と連絡を密にし、必要な措置をとる。

4 学校評価・学校運営に関わることについて

①学校評価について

教育委員会は、各学校が学校評価での児童生徒・保護者の意見や学校への要望を真摯に受けとめ、いじめ防止に係る指導改善がすすむよう指導助言をおこなう。

②学校運営改善の支援

教職員が児童生徒と正面から向き合い、いじめの防止等に積極的に取り組むことができるよう、校務分掌・組織の適正化役割分担など学校運営について改善を支援する。

5 重大事態への対処

①重大事態の意味（いじめを受けた子どもの状況に着目し判断をする）

重大事態としては、概ね次のようなことがあげられる。

- ・児童生徒が自殺を企図した
- ・身体に重大な傷害を負った
- ・金品等重大な被害を被った
- ・精神性の疾患を発症した
- ・明らかに、当該のいじめが原因で不登校状態となった場合30日以上欠席を目安とする。ただしこの場合、生徒の状態を勘案することが大切である。

②重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会へ報告する。報告を受けた市教育委員会は、重大事態が発生したことを市長に報告する。

③重大事態への対処

重大事態が発生した場合、直ちに各校のいじめ対策のための委員会を招集し、確かな情報の収集にあたる。この場合、学校のみ任せにするのではなく、教育委員会は適切な指導及び助言、人的支援をおこなうこともある。

調査は、学校の教育活動に支障をきたすこと無く進めることを基本とするが、万一学校運営（他の児童生徒の学習活動等）に大きな被害が被る等の事態に至るような場合には、教育委員会が主体となり調査をおこなう。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、第

三者としての客観的な事実の究明にあたることを旨とする。被害者となった児童生徒及び保護者へは、適宜できうる限りの経過報告をおこない、被害を受けた状況や状態を十分に把握できているかを確認する。

しかし、学校を主体とした調査では十分な解明をすることが難しく、全容解明に至らない状況であったり被害を受けた児童生徒の保護者から、再調査の訴えがなされた場合には市長のもとに調査のための委員会を立ちあげ、公平中立な調査を実施する。

#### ④事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰により、どのような形態で行われ、その背景となったものは何であったのかを明らかにする。また、その時教職員や学校がどのような対応を行ったのかを、できうる限り明確にする。

この調査は、刑事上・民事上等の訴訟を見据えたものではなく、あくまでも同様の事態を学校及び教育委員会が未然に防ぐことができるようにすることと、本事象に対処するためのものである。

##### ア いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが可能な場合は、できうる限りの詳細な事実を聞き取りそれと同時に、いじめた側の児童生徒からの事情聴取もおこない、指導しいじめ行為を止める。

いじめを受けた生徒の状態に沿って、継続的ケアをおこないつつ落ち着いた環境で安心して学校生活が営むことができるよう支援をしていく。

##### イ いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

児童生徒が入院や閉じこもりあるいは死亡により、本人からの聞き取りが非常に難しいまたは不可能な場合は、当該児童生徒の保護者や周りの児童生徒、教職員への効果的な質問紙等の回答を求め実態解明にあたる。特に、当該児童保護者の意向やそれまでの経過を踏まえ慎重かつ迅速に対応する。

#### ⑤児童生徒の自殺という事態に対して

ア 児童生徒の自殺という事態に対しては、周囲の児童生徒に与える影響も非常に大きいことから、本事案の調査と共に同様の事態回避にも十分留意し正確な状況把握、事態の背景調査にあたる

イ 原因にいじめ事象が疑われる場合は、法第28条に定めるところの、調査のための組織を学校に設け、当該家族の心情に十分配慮しつつ正確かつ客観的な情報の収集にあたる。

ウ 当該家族には、調査の目的やその方策等について説明するとともに、調査についてできる限り合意を得ておくようにする。

#### ⑥ 調査の報告等

学校や教育委員会は、調査内容についていじめを受けた児童生徒・その保護者や家族へ適切に報告をする。調査内容の公表や報道機関に対しての情報提供に関して、当該生徒・家族の個人情報も多く含まれているため、プライバシーに十分な配慮を必要とする。情報そのものに関しては、あくまでも客観的に調査した結果のみとし、偏りや感情的な表現は避ける。